

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 4,972,352円
- 2 賠償の相手方 個人（詳細省略）
- 3 事故の概要 令和6年7月9日（火）午後3時30分頃、町が管理する高麗山（大磯字王城山）緑地（大磯地内）内の樹木1本が個人所有の居住用家屋に向かって倒れ、枝の一部により当該家屋の屋根が破損した。

令和6年12月12日提出

大磯町長 池田 東一郎